

議案第 22 号

三田市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について

三田市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年 8 月 23 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例

三田市立幼稚園預かり保育条例（平成23年三田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「50人を上限とする。ただし、三田市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、この限りでない。」を「規則で定める人数とする。」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件に該当する者に係る預かり保育料は、規則で定める額とする。

第8条中「委員会」を「三田市教育委員会」に改める。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。